

令和4年群馬東部水道企業団議会

10月全員協議会会議録

群馬東部水道企業団

令和4年群馬東部水道企業団議会10月全員協議会会議録

令和4年10月18日（火曜日）

1 出席議員 12名

1番 岩崎喜久雄	2番 町田正行
3番 矢部伸幸	4番 権田昌弘
5番 川村幸人	6番 古田島和茂
7番 松井篤	8番 今村好市
9番 堀口正敏	10番 小林正明
11番 田邊信雄	12番 松村潤

2 説明のために出席したもの 8名

局長 小郷隆士	次長 高柳雄次
次長 大塚憲一	次長 百瀬光宏
総務課長 奥川靖	企画課長 小杉浩子
工務課長 小井土健之	みどり支所長 関口洋一

3 その他出席した者 3名

書記 秋庭美恵	書記 野本智久
書記 井上貴久	

令和4年10月全員協議会次第

日時 令和4年10月18日（火）午前9時30分

場所 常任委員会室（太田市役所 低層棟4階）

1 開 会

2 挨拶

3 議員紹介

4 協議事項

■令和4年群馬東部水道企業団議会10月定例会について

- ・ 仮議席の指定について
- ・ 副議長の選出について

① 令和4年群馬東部水道企業団議会10月定例会の議事の進行について

【資料No.1】

② 令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算の繰越しについて

【資料No.2】

③ 令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

【資料No.3】

④ 令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について

【資料No.4】

⑤ 令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分について

【資料No.5】

⑥ 令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

【資料No.6】

⑦ 群馬東部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

【資料No.7】

⑧ 群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【資料No.8】

⑨ 群馬東部水道企業団特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【資料No.9】

5 報告事項

① 例月出納検査の結果（7月分）について

【資料No.10】

② 1,000万円以上工事請負契約締結（8月分）の報告について

【資料No.11】

6 その他

7 閉 会

【 全員協議会 会議録 】

局長（小郷隆士） 皆様、公務ご多忙の中、群馬東部水道企業団議会全員協議会へのご出席ありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます群馬東部水道企業団局長の小郷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開会に先立ちまして、岩崎議長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

議長（岩崎喜久雄） 本日は、公私ともご多忙のなか、当企業団議会の全員協議会並びに、協議会後に開催する10月定例会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

先月の台風15号では、静岡市で大規模な断水が発生し、災害への対策の重要性を再認識いたしました。皆様におかれましては、安全、安心な水道水を提供するため、幅広い視点から活発な議論と慎重な審議をお願いするとともに、本日の本会議と全員協議会の円滑な運営をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

局長（小郷隆士） ありがとうございます。

本日は、あらかじめ配付させていただきました次第に基づき、進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。なお、この後は着座にて進行させていただきます。

それでは、当企業団議員に新たに選出されました皆様をご紹介させていただきます。私がお名前を申し上げますので、その場でご起立、ご一礼の上、ご着席くださいますようお願いいたします。

館林市議会から2名の議員が選出されました、権田昌弘議員です。川村幸人議員です。よろしくお願いいたします。

それでは、これより岩崎議長により座長を務めていただき、進行をお願いいたします。

座長（岩崎喜久雄） ご指名でございますので、座長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項にはいります。お手元の全員協議会次第をご覧ください。次第の4、協議事項令和4年群馬東部水道企業団議会10月定例会についてを議題といたします。

まず、当企業団議員に新たに選出されました議員の仮議席の指定について、事務局から説明願います。

(小郷局長挙手)

座長（岩崎喜久雄） 小郷局長。

局長（小郷隆士） それでは、ご説明いたします。新たに、当企業団議員に選出されました権田昌弘議員、川村幸人議員の仮議席は、現在ご着席いただいております席を指定させていただきますので、本会議において仮議席にご着席をお願いいたします。以上でございます。

座長（岩崎喜久雄） 次に、副議長の選出についてを議題といたします。この件につきましては、野村晴三副議長が去る9月30日任期満了により退職され、副議長が空席になっておりますことから、本会議において副議長を選出していただくもので、議事日程第1号に挙げ、副議長の選挙を行うものです。選挙の方法については、指名推選と投票による方法がございますが、いずれの方法がよろしいでしょうか。

（矢部伸幸議員より指名推選との声あり）

座長（岩崎喜久雄） ただいま、指名推選とのご意見がございましたが、指名推選でよろしいか、お諮りいたします。

（異議なしの声あり）

座長（岩崎喜久雄） ご異議なしと認めます。よって、副議長の本会議における選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思います。

次に、副議長候補についてのご協議をお願いします。ご意見ありませんか。

（町田正行議員挙手）

座長（岩崎喜久雄） 町田正行議員。

議員（町田正行） 副議長候補に、権田昌弘議員を推選します。

座長（岩崎喜久雄） ただいま、副議長候補に権田昌弘議員を推選するのご意見がございましたが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

座長（岩崎喜久雄） ご異議なしと認めます。よって、本会議におきまして副議長に権田昌弘議員を議長において指名推選により選出することで進行いたしたいと思っております。

次に、議事の進行についてですが、事務局から一括して説明願います。

（小郷局長挙手）

座長（岩崎喜久雄） 小郷局長。

局長（小郷隆士） それではご説明いたします。全員協議会案件一覧の資料ナンバー1をご覧ください。日程第1の副議長の選挙でございますが、岩崎喜久雄議長により指名推薦していただきます。

続いて、日程第2の議席の指定でございます。議席は、議長において指定して頂く訳でございますが、4番権田昌弘議員、5番川村幸人員と指定する予定でございますので、よろしく願いいたします。

次に、日程第3の会期の決定でございますが、会期は10月18日の1日を予定しております。

次に、日程第4の会議録署名議員の指名でございますが、議長において2番町田正行議員及び3番矢部伸幸議員の2名を指名させて頂く予定でございます。

次に日程第5以降でございますが、報告を2件、議案を6件上程いたします。なお、本会議の議事進行におきましては、太田市の関根議会事務局長が同席させていただきますことをあらかじめご了承願います。以上でございます。

座長（岩崎喜久雄） 議事の進行につきましては、ただいまの説明のとおり進めていくことに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

座長（岩崎喜久雄） ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

次に、令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算の繰越しについて及び令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率についての2件を説明願います。

(小杉課長挙手)

座長（岩崎喜久雄） 小杉課長。

企画課長（小杉浩子） 2ページ、資料ナンバー2をお開き願います。令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして、ご説明をさせていただきます。令和3年度予算の繰越しにつきましては、舗装本復旧工事や配水管布設替工事、他工事関連に伴う配水管布設工事及びみどり支所新築事業等、4事業25件分の工事として、5億4,564万7,000円の予算を繰越すものでございます。繰越しの主な理由につきましては、道路管理者との協議や他事業との調整などにより、工事期間を延長する必要があるため、次年度へ予算を繰越すものでございます。

続きまして、3ページ、資料ナンバー3をお開き願います。令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、ご説明をさせていただきます。資金不足額は、算出方法の基準となる流動資産と流動負債の差し引きにより算出され、当企業団につきましては流動資産が流動負債を上回っていることから、資金不足は生じておりません。このため、資金不足比率は、なしとして報告をさせていただきます。

なお、この2案件につきましては、10月定例会に報告予定でございます。

以上、令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算の繰越しについて及び令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率についての説明となります。よろしくお願い申し上げます。

座長（岩崎喜久雄） ただいまの説明に対し、ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

座長（岩崎喜久雄） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

以上、2件につきましては、本会議に報告されることとなりますので、よろしくお願いたします。

次に、令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について及び令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分についての2件を説明願います。

(小杉課長挙手)

座長（岩崎喜久雄） 小杉課長。

企画課長（小杉浩子） それでは、4ページ、資料ナンバー4をお開き願います。令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

始めに、概要1群馬東部水道企業団水道事業報告ですが、本年度策定した群馬東部水道企業団水道ビジョンの理想像である、安全できれいな水道、強靱で安定した水道、健全経営を持続する水道の実現に向け、老朽水道施設の更新、再構築事業の実施、適切な施設の維持管理強化を図り、水の安全供給の確保に努めました。また、企業団設立時からの課題であった水道料金は、水道料金審議会の答申を踏まえ激変緩和措置を適用し、令和5年度より水道料金を統一いたします。事業運営は、包括委託等の積極的な活用により維持管理費の抑制が行われ、想定通りに推移していますが、施設の更新等の影響により減価償却費が増加しているため注意を払い業務を進めてまいります。次に、2収益的収入及び支出でございますが、収益的収入につきましては、予算額107億695万5,000円に対して決算額107億5,322万5,000円となり、予算額に対し4,627万円の増となりました。収益的支出につきましては、予算額90億7,760万3,000円に対し決算額89億4,740万3,000円となり、不用額は1億3,020万円となりました。5ページをお開きください。3資本的収入及び支出でございますが、資本的収入につきましては、予算額39億3,653万7,000円に対して決算額38億7,615万3,000円となり、予算額に対し6,038万4,000円の減となりました。資本的支出につきましては、予算額105億6,735万円に対して決算額96億1,995万3,000円となり、翌年度繰越額が5億4,564万7,000円であるため、差し引きの不用額は4億175万円となりました。4の消費税及び地方消費税を除いた令和3年度の純利益は、13億1,423万9,614円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、5に記載

のとおり、損益勘定留保資金などの財源で補てんをいたしました。以上が、令和3年度決算認定の説明となります。

続きまして、6ページ、資料ナンバー5をお開き願います。令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきましてご説明をさせていただきます。未処分利益剰余金の当年度末残高26億8,540万6,275円の処分につきましては、13億1,000万円を建設改良積立金へ積み立て、13億6,812万1,720円を資本金へ組み入れるものです。また、残余分728万4,555円は、翌年度へ繰越しして剰余金を処分するものです。

なお、この2案件につきましては、10月定例会に議案提出予定でございます。

以上令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について及び令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分についての説明となります。よろしくお願ひ申し上げます。

座長（岩崎喜久雄） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしの声あり)

座長（岩崎喜久雄） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算第1号について説明願います。

(小杉課長挙手)

座長（岩崎喜久雄） 小杉課長。

企画課長（小杉浩子） それでは、7ページ、資料ナンバー6をお開き願います。令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算第1号について、ご説明をさせていただきます。

まず、1業務の予定量についてですが、主要な建設改良事業のうち、原水浄水施設新設改良事業について、施設の更新工事の追加により643万5,000円を増額し、18億7,907万7,000円へ補正をするものです。また配水施設改良事業費は、コロナ禍の資材の入荷遅れのため工事内容の見直し等により1,906万9,000円減額し、55億1,141万5,000円へ補正をするものです。

2 収益的収入につきましては、営業外収益において、消費税及び地方消費税の還付の補正により1,038万8,000円増額し、水道事業収益の総額を107億6,182万7,000円へ補正をするものです。3 収益的支出につきましては、営業費用の水道包括業務委託料の電力費増や浄水場計器等修繕費など1億4,983万3,000円、株式会社群馬東部水道サービスの減資補正によりその他雑支出を84万8,000円増額し、水道事業費用の総額を95億3,298万9,000円へ補正をするものです。4 資本的収入につきましては、工事負担金を4,300万円、株式会社群馬東部水道サービスの減資による出資金返還のため4,636万3,000円を増額し、資本的収入の総額を46億3,948万円4,000円へ補正をするものです。5 本的支出につきましては、工事内容の見直し等により、建築改良費を158万4,000円減額し、資本的支出の総額を108億7,776万1,000円へ補正するものです。6 議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費を916万3,000円減額し、5億1,336万円へ補正をするものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額は、7に記載のとおり損益勘定留保資金などの財源で補てんをいたします。

この案件につきましては、10月定例会に議案提出予定でございます。

以上、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算第1号についての説明となります。よろしくお願い申し上げます。

座長（岩崎喜久雄） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしの声あり)

座長（岩崎喜久雄） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、群馬東部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び群馬東部水道企業団特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての3件を説明願います。

(奥川課長挙手)

座長（岩崎喜久雄） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） それでは、9ページ資料ナンバー7の群馬東部水道企業団職

員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。サービスの宣誓とは、新規採用職員が職務に従事する前に任命権者などの面前で宣誓書に署名して、任命権者に提出することになっておりますが、政令の改正により対面での宣誓書への署名が不要になったため、所要の改正を行うものとなります。概要の1の改正内容になりますが、企業長または企業長の定める上級公務員の面前で宣誓書に署名する規定から、宣誓書に署名して企業長に提出する規定に改めるものです。2の施行日は、公布の日を予定しております。

次に11ページ資料ナンバー8の群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。目的となりますが、法律などの改正により育児休業の取得の緩和措置が講じられましたので、当企業団も国と同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものです。1の改正内容になりますが、1点目は非常勤職員の育児休業における取得要件の緩和となります。非常勤職員の男性が出生後8週間57日以内に休業を取得する場合、取得できる職員は子の出生から1歳6ヵ月に達する日まで任期が満了し、継続して採用されないことが明らかでないことを条件としています。今回の改正では、子の出生から57日に6月を加えた概ね8ヵ月を経過する日まで任期が満了し、継続して採用されないことが明らかでないことの条件に変更し、任期が短い職員でも休業の取得を可能にいたします。また、事情がある場合は、1歳到達日以降に夫婦交替の取得を可能にしたり、複数回の取得を可能にしたりします。2点目は育児休業等計画書の廃止となります。現行では育児休業の取得回数は、原則1回で、育児休業計画書を提出すると再度取得することができますが、育児休業法の改正で原則2回まで休業の取得が可能になったことから、この計画書を廃止するものです。3点目は任期を定めて採用された職員の取り扱いになります。任期を定められた職員には、非常勤職員以外にも任期付職員法に基づく職員などがいることから、任期付職員法に基づく職員などの任期が満了し、引き続き採用された場合でも育児休業を継続できるよう整備するものです。2の施行日ですが、公布の日を予定しております。

次に17ページ、資料ナンバー9の群馬東部水道企業団特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。目的となりますが、法律の改正により条例を改正する必要が生じたため、本件をご提案するものです。現行条例の第1条では、非常勤の特別職の報酬などの支給方法を規定した地方自治法第203条の2第4項を引用しておりますが、今回の改正で第4条の規定が第5項にずれたため、改正を行うものです。また、(2)の日額報酬の支払い方法は、その都度の支払いに加え、ただし書きとして企業長が特に必要と認めるときはこの限りではないと追加し、報酬をまとめて支払いができるよう整備するものです。施行日は、公布の日を予定しております。

以上、3件ご説明いたしました。この後開催される定例会に議案として上程させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

座長（岩崎喜久雄） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしの声あり）

座長（岩崎喜久雄） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

以上、6件につきましては、本会議に提案されることとなりますので、よろしくお願いたします。また、採決の方法についてですが、挙手による方法で願いたします。以上で、協議事項を終了いたします。

次に、次第5の報告事項に入ります。事務局から順次説明を求めます。①の例月出納検査の結果について説明願います。

（奥川課長挙手）

座長（岩崎喜久雄） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） それでは、資料19ページ資料ナンバー10をご覧ください。例月出納検査の結果7月分について、ご説明いたします。本日の会議までに実施された例月出納検査のうち、監査委員から議会宛に報告された検査結果を議員の皆様にご報告するものでございます。検査日時は資料記載のとおりでございますが、現金の出納状況は残高証明書及び諸帳簿と一致しており、正確であることを確認しております。以上、ご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

座長（岩崎喜久雄） ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

座長（岩崎喜久雄） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、1,000万円以上工事請負契約締結の報告について説明願います。なお説明は、太田本所分、館林支所分、みどり支所分と順にそれぞれ行い、質疑は一括して行います。

(小井土課長挙手)

座長（岩崎喜久雄） 小井土課長。

課長（小井土健之） 太田本所において8月に締結された1,000万円以上の工事請負契約について報告いたします。資料ナンバー11-1から資料ナンバー11-12までの12件は履行場所が太田市となります。内容は、配水管布設替工事10件、布設工事2件です。請負者は関東建設工業株式会社他11社、施工延長の合計は5,118.4メートル、平均の落札率は95.69パーセントになります。以上となります。

(大塚次長挙手)

座長（岩崎喜久雄） 大塚次長。

次長（大塚憲一） 館林支所において8月に締結された1,000万円以上の工事請負契約について報告いたします。

まず、資料ナンバー11-13からナンバー11-15までの3件の履行場所は、館林市となります。内容は配水管布設替工事2件、舗装本復旧工事1件です。請負者は原工業(株)他2社、施工延長の合計は1,835.9メートル、平均の落札率は92.16パーセントとなります。次に、資料ナンバー11-16からナンバー11-18までの3件の履行場所は、明和町となります。内容は配水管布設替工事3件です。請負者は島田設備工業(有)他2社、施工延長の合計は903.1メートル、平均の落札率は96.56パーセントとなります。次に、資料ナンバー11-19からナンバー11-21までの3件の履行場所は、大泉町となります。内容は配水管布設替工事3件です。請負者は(有)吉澤設備工業所他2社です。施工延長の合計は1,025メートル、平均の落札率は97.50パーセントとなります。以上でございます。

(関口支所長挙手)

座長（岩崎喜久雄） 関口支所長。

みどり支所長（関口洋一） みどり支所において8月に締結された1,000万円以上の工事請負契約を報告いたします。資料ナンバー11-22からナンバー11-24までの3件は履行場所がみどり市となります。内容は、配水管布設替工事1件、配水管布設工事2件です。請負業者は星野管工みどり営業所他2社です。布設替工事の施工延長の合計は751.5メートル、平均落札率は93.76パーセントです。以上報告となります。

座長（岩崎喜久雄） ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしとの声あり)

座長（岩崎喜久雄） 別にご質疑もないようですので、説明のとおりご了承願います。

以上で、予定しておりました案件は終了いたしました。その他で、議員の皆様から何かございませんか。

(なしとの声あり)

座長（岩崎喜久雄） 別にないようですので、事務局より連絡事項はございますか。

座長（岩崎喜久雄） 別にないようですので、以上をもちまして本日の議事すべてを終了いたします。

これをもちまして、座長の職を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

局長（小郷隆士） 岩崎議長、ありがとうございました。これをもちまして、全員協議会を終了させていただきます。この後、午前10時30分からこの会場におきまして、定例会となります。よろしくお願いたします。

午前9時59分閉会